

業務改善計画の取組状況について

2023年6月30日
株式会社just InCase

当社は、業務改善命令の原因であった、①当社資本の状況を鑑みた上での不確実性を含むリスクへの向き合い方の問題、②会社の意思決定の形成過程が不明確であった態勢面の問題、③意思決定の合理性を確保する組織設計が不十分だった問題、および④業務執行と独立したリスク管理や監査の態勢が不十分であった問題について、2022年7月に業務改善計画を策定し、その実施について全力を挙げて取り組んでまいりました。その主な取組状況につきましては、次の通りです。

①当社資本の状況を鑑みた上での不確実性を含むリスクへの向き合い方について

適切なリスク管理のために、リスクの質や量に係る指針（以下、リスクアペタイトと呼びます。）の決定を行いました。

- 取締役会において当社の資本量に鑑みたリスクアペタイトを決定し、特に保険業の根幹である「保険引受リスク」の取るリスク・取らないリスクについて明文化し、社内の基本方針に記載しました。
- 基本方針に定められたリスクアペタイトに基づき、リスク管理委員会で四半期ごとにリスクに関する指標（リスクリミット等の数値）を確認するプロセスを導入・実施し、取締役会への報告事項としました。これにより代表取締役および業務執行取締役はリスクに関する指標の範囲内での業務執行がされることが取締役会で検証されることとなりました。
- リスクに関する指標について、事業状況や経営環境の変化等に鑑みて、その水準自体が妥当であるかの確認を取締役会付議事項とし、年1回取締役会で確認を行うこととしました。
- 基本方針に定められたリスクアペタイトに基づき、再保険規程を策定し、再保険の出再基準や契約締結後の定期的な評価・モニタリングを行うプロセスを明文化しました。

上記の改善により、会社としてのリスクに対する意思決定プロセスを明確化し、改善計画実施前と比較しより堅実な経営管理態勢のもと会社を運営していく仕組みを整えました。

②意思決定の形成過程の明確化について

会社の意思決定のプロセスと各種会議体の役割を明確にしました。

- 会社の意思決定の内容を後日検証できるようにするため適切に議事録を残すようにし、取締役会の決議・報告内容およびそれに付随する議論の過程を十分に確認できる態勢としました。併せて、議事録だけではカバーできない議論や意思決定の詳細なプロセスを速記録にて残す運用も開始しました。

- 取締役会に付議する事項の事前確認、取締役会にて決議した各種方針の進捗状況の確認又は業務上の計画のPDCAサイクルの実施状況の確認等を目的として、月2回の経営会議の実施を開始しました。
- 取締役会開催の2日前までに開催される経営会議にて最終議題と概要資料案を提出し、それらを社外取締役も事前に閲覧かつ質問ができる形にすることで、取締役会でより深度のある議論ができる体制を構築しました。

上記の改善により、深く多様な意見を元にした議論を経て会社が意思決定を行う仕組みを整えました。

③意思決定の合理性を確保する組織の実現について

業務改善計画の実施に伴い、規程の整備および最新化を行いました。

- 基本方針および各種規程の改訂および新設をいたしました。
(取締役会規程、リスク管理委員会規程、コンプライアンス委員会規程の改訂、監査役規程、再保険規程の新設など)
- 各種規程を見直す過程で、会議体ごとの意義や決議事項の整理を進め、各種決議事項が最終的には取締役会へ報告される仕組みとし、取締役会において多様な情報の元で議論し意思決定できるようにしました。

役職員への規程に対する理解の徹底を図りました。

- 役職員の業務に関する規程理解を徹底するために、業務グループごとに現行の規程の問題点の洗い出しと見直しを図りました。
- 取締役と業務スタッフの月次1on1ミーティングを設け、委員会や任意会議体では報告しきれなかった現場のリスクの肌感覚について情報を共有できる仕組みを整えました。

上記の改善により、役職員が主体的に規程を見直し、遵守する態勢を実現しました。また、規程の整理・会議体の役割の見直しに伴い、会社内の決議事項を最終的に取締役会に報告することで、情報の適切な提供ができる仕組みを整えました。

④独立したリスク管理や監査態勢の確立について

リスク管理態勢の強化を行いました。

- リスク管理委員会の委員長を業務執行責任者から保険計理人へ変更しました。その後の保険計理人の交代により元・保険計理人が一時的に委員長を継続しております。
- 経営環境の変化や事業の前提の変化に対し、きめ細やかに対応していくため、リスク管理委員会の開催を3ヶ月ごとから毎月に変更しました。また、出席者に保険支払管理グループ長を加え、保険金支払査定現場での異変について適時経営陣に共有できるようにしました。
- 実務担当者によるタイムリーなリスクの察知と瞬時的な対応を目的とし、任意会議体として週次リスク報告会を実施することとしました。

社外取締役の強化を行いました。

- 新任の社外取締役が就任し、経営監督の視点からリスク管理委員会や取締役会にて活発な議論を繰り広げるようになりました。
- 社外取締役の役割を明文化するため、基本方針に社外取締役に求める資質や役割を明確化しました。

監査の充実を図りました。

- 監査役規程を新設し、リスク管理委員会やコンプライアンス委員会へのオブザーブ参加、社外取締役との適切な連携など、その役割を明確化しました。
- 新任の監査役（過去に金融・事業会社の2社で常勤監査役計9年経験）が就任し、取締役会において定期的に監査の状況を報告することといたしました。監査の状況には、今後の改善策および改善策の実行状況も含まれます。
- 社外取締役と監査役のみアクセスできる専用のシステムで、随時意見交換ができる体制としました。

上記の改善により、経営に対する牽制機能が各種プロセスで担保される仕組みを構築しました。